

<別紙4>

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ介護予防通所リハビリテーション利用料金表

令和1年10月1日

法定一部負担金		負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
支援別一部負担金	要支援 1	1,721円/月	3,442円/月	5,163円/月
	要支援 2	3,634円/月	7,268円/月	10,902円/月
運動器機能向上加算負担金	作成した計画で必要な場合	225円/月	450円/月	675円/月
栄養改善加算負担金	作成した計画で必要な場合	150円/月	300円/月	450円/月
栄養スクリーニング加算負担金		5円	10円	15円/月
選択的サービス複数実施加算負担金	運動器機能向上及び栄養改善	480円/月	960円/月	1,440円/月
リハビリテーションマネジメント加算		330円/月	660円/月	990円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算負担金	開始月から3か月以内（実施条件あり）	900円/月	1,800円/月	2,700円/月
	開始月から3か月超6か月以内（実施条件あり）	450円/月	900円/月	1,350円/月
若年性認知症利用者受入加算負担金	若年性認知症の方を受入れ、担当スタッフを中心にサービスを行った場合に算定	240円/月	480円/月	720円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）負担金	要支援1	72円/月	144円/月	216円/月
	要支援2	144円/月	288円/月	432円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ	介護職員等への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			
利用料金※2				
食費	食事負担金			650円
おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物			150円
教養娯楽費	※注1			100円
日用品費	※注1			100円
材料費	機能訓練にて個人的に必要な材料費			実費
おむつ代	施設備え付けのおむつを使用した場合			実費
施設利用料等領収証明書	1通につき			200円

表1

処遇改善加算名	加算算定率
処遇改善加算Ⅰ	4.7%
処遇改善加算Ⅱ	3.4%
処遇改善加算Ⅲ	1.9%
処遇改善加算Ⅳ	処遇改善加算Ⅲにより算出した単位×0.9
処遇改善加算Ⅴ	処遇改善加算Ⅲにより算出した単位×0.8
特定処遇改善加算Ⅰ	2.0%
特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%

※処遇改善加算額・特定処遇改善加算額は、法定一部負担金合計額を基に算出します。

※処遇改善加算（Ⅳ）および（Ⅴ）については、一定の経過措置期間後に廃止されます。

注1 市町村住民税非課税世帯及び生活保護世帯などは保険者の認定により軽減措置があります

注2 教養娯楽費/レクリエーション（祭等含む）費用、行事費用、調理実習費用、喫茶費用等  
日用品費/入れ歯洗浄剤、シャンプー、リンス費用等

※上記金額は一部を除き日額表示です。利用形態により加算算定が変動します。